

令和2年 2月25日


監査結果報告書

社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議会
会長 福井 政吉 様

監事

丹野幸尋 

監事

上埜二郎 

令和元年度 第2回 監査結果について次のとおり報告いたします。

監査日時	令和2年2月25日	監査場所	洞爺湖町栄町63 洞爺湖町健康福祉センター
監査監事	丹野幸尋 上埜二郎		
監査実施内容	令和元年度 第3四半期事業活動報告について 令和元年度 第3四半期法人運営事業会計執行状況について		
監査結果	意見	<p>(1) 本会の第3四半期事業活動報告については、監査の結果、おおむね計画に基づいて実施されており、適切と認めます。</p> <p>(2) 本会の第3四半期法人運営事業会計執行状況については、監査の結果、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の3表、並びに財産目録、預金通帳、証書等の関係書類はいずれも適正に処理されていると認めます。</p> <p>指摘事項</p> <p>① 理事会議事録について 令和元年度5月30日・同12月5日開催分に記名押印なし早急に整備の事。 また、同綴りには議事録と当日の議案書となっているが、議案書はなく職場内回覧書類あり、早急に整備の事。</p> <p>② 事業報告書の誤字について 監事監査時提出の説明資料、事業報告書(町へ提出)中に前回口頭注意「はつらつ楽習をはつらつ学習」11カ所あり、早急に訂正の事。</p> <p>③ 未収金について 令和元年度9月30日、国保連(14件)352,869円発生同11月27日233,583円回収(件数未記入)このケースは、前回指導(個別明細を記入)にも関わらず、同じ提出であり、以後充分注意の事。</p>	

令和元年11月22日

監査結果報告書

社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議会
会長 福井 政吉 様

監事

丹野幸尋 

監事

上埜二郎 

令和元年度 第1回 監査結果について次のとおり報告いたします。

監査日時	令和元年11月22日	監査場所	洞爺湖町栄町63 洞爺湖町健康福祉センター
監査監事	丹野幸尋 上埜二郎		
監査実施内容	令和元年度 第1四半期・第2四半期事業活動報告について 令和元年度 第1四半期・第2四半期法人運営事業会計執行状況について		
監査結果	意見	(1) 本会の第1四半期・第2四半期事業活動報告については、監査の結果、おおむね計画に基づいて実施されており、適切と認めます。 (2) 本会の第1四半期・第2四半期法人運営事業会計執行状況については、監査の結果、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表の3表、並びに財産目録、預金通帳、証書等の関係書類はいずれも適正に処理されていると認めます。	
	その他の提案事項	この度の監査は、事務局の都合で令和元年度、第1四半期及び第2四半期を同時に実施したが、以後四半期ごとに行えるよう準備を望む。	
備考			

監査報告書


令和元年 5月20日

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
会 長 大久保 和 幸 殿

監事

丹野 亨 尋 

監事

上 埜 二 郎 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会・その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。特に平成30年度、重点項目において、実施された内容については、次のとおりです。

- 1) 新たな「第2期洞爺湖町地域福祉計画」に基づき、平成31年度を初年度とする「第2期洞爺湖町地域福祉実践計画」を策定しました。
- 2) 町から委託を受け、「介護予防事業」として9月より2月までの6カ月間『はつらつ楽習！脳健康教室』を開講しました。高齢者の認知症予防効果がある、公文学習センターの教材を基に行っています。
- 3) 車両の老朽化により北海道共同募金より助成を受け、洞爺支所配置車両の更新を行いました。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。